表3-8 リスクの優先度

リ ス ク		優先度
4	高	直ちに対応すべきリスクがある
2又は3	中	速やかに対応すべきリスクがある
1以下	低	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

なお、決定された優先度に基づきリスク低減措置案を検討する際には、<u>(3)</u>で求められた望ましい管理手法のポイントを、(4)の現在実施している管理手法の同じポイントのタイプによる対策を実施することが望ましいと考えますので、これを参考とすることをお勧めします。

留意事項

ここで紹介した手法は、あくまでも簡易的なリスクの見積りですので、精度は高くないことに留意してください。また、そのリスク低減措置等については、安全衛生の専門家(労働衛生コンサルタント等)に相談することが望ましいといえます。

なお、作業環境測定を実施することにより、精度が高くなります。

4. リスクの低減措置案の検討

「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、前述で明確になったリスクの優先度に対する措置が必要か、必要な場合どのようなリスク低減措置が考えられるか、<u>その内容を</u>「5 リスク低減措置案」欄に記入します。

さらにそのリスク低減措置が実施された場合のリスクは除去されるのか、あるいはそのリスクは どの程度下げられるのかについて検討し、その結果を<u>「6 措置案想定リスクの見積り」欄に記入</u> します。

5. 対応措置

「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、<u>リスク低減措置の実施状況又は安全衛生計画について「7 対応措置」欄に記入</u>します。次年度以降に実施するリスク低減措置は、今後の安全衛生計画に活かすことが望まれます。

また、「8 備考」欄には、<u>リスクの低減措置を実施しても、技術上の問題などで、現状ではこれ以上リスクを低減できず、やむを得ず大きなリスクが残留してしまうことがあるので、その内容を記入します。</u>

4 労働衛生編(騒音) 作業環境測定を実施している場合

1. 危険性又は有害性の特定

第2章の ステップ4 で特定された危険性又は有害性について、リスクアセスメント実施一覧表 (労働衛生:騒音/作業環境測定を実施している場合) (様式4.82頁) を用いて実施する場合、「1 作業名」欄に作業名を記入し、その作業ごとに特定した危険性又は有害性とそれに起因する発生のおそれのある災害の内容を、「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」欄に記入します。

また、リスクの見積りを行うに当たり、 $\boxed{3}$ 既存の災害防止対策」欄に既存の予防措置を記入します。

留意事項

労働安全衛生法に基づく作業環境測定が義務づけられている作業場(騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月1日付け基発第546号)の別表2において、作業環境測定を行うことが推奨されている作業を含む。)では、この方法によりリスクを見積る必要があります。

この方法は、測定の実施により、ばく露の実態を正しく把握できるので望ましい手法といえます。

※ 労働安全衛生法に基づく作業環境測定については、参考資料(125頁)を参照してください。